

石川県柴垣海域の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月29日
協定認定日 令和6年3月29日
協定施行日 令和6年4月1日

(目的)

第1条 本協定は、石川県漁業協同組合柴垣支所に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組みを行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	柴垣地区地先海面	さざえ、ひらめ	刺し網漁業
(2)	柴垣地区地先海面	はちめ(めばる)、あかいか(けんさきいか)	釣り漁業

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| けんさきいか | 石川県資源管理方針別紙3－11に定める資源管理の方向性 |
| さざえ | 石川県資源管理方針別紙3－13に定める資源管理の方向性 |
| ひらめ | 石川県資源管理方針別紙2－2に定める資源管理の方向性 |
| めばる | 石川県資源管理方針別紙3－32に定める資源管理の方向性 |

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。（「○」の取組が重点的管理措置）

	漁業の種類	取組内容
(1)	刺し網漁業	○毎月5日以上の休漁を行う。 ・11月～翌4月をさざえの禁漁期間とする。 ・さざえの1日あたり漁獲量上限を30kgとする。 ・ひらめの最小漁獲サイズを25cmとする。
(2)	釣り漁業	○毎月5日以上の休漁を行う。 ・はちめの魚体サイズが小型主体(100g以下)となってきた場合は、はちめ漁期を切り上げとする。

		・あかいか釣りの操業時間は午前0:30までとする。
--	--	---------------------------

(取組の履行確認に関する事項)

- 第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の重点的管理措置の履行確認を行うこととする。
- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
 - 3 第1項の履行確認は、石川県資源管理協議会において行うこととする。
 - 4 第1項の履行確認においては、前条の重点的管理措置については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとする。

履行確認における証拠書類等	
(1)	仕切伝票、漁獲成績報告書、漁協出荷状況データ
(2)	仕切伝票、漁獲成績報告書、漁協出荷状況データ

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

- 第6条 全ての参加者は、漁業法第30条第1項、第58条において準用する第52条第1項、第90条第1項の規定により、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を石川県知事に報告するものとする。
- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に石川県及び石川県資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

- 第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、国の資源管理基本方針及び石川県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
 - 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見を基に、石川県資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について石川県資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び石川県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反した年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 法第126条第1項の規定により石川県知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。なお、本協定施行時点において現に有効な国及び県の補助に係る漁業共済等の契約が存在する場合は、当該契約の満了までの間においては従前の要件である資源管理計画等の取組を順守することとし、当該契約の更新と合わせて本協定の取組に移行することとする。

(本協定の参加者)

別紙名簿のとおり